

参考資料 1

○浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱

平成 5 年 11 月 2 日

告示第 144 号

**改正** 平成 7 年 2 月 28 日告示第 30 号

平成 7 年 5 月 19 日告示第 90 号

平成 8 年 3 月 25 日告示第 43 号

平成 8 年 5 月 2 日告示第 69 号

平成 9 年 1 月 6 日告示第 2 号

平成 9 年 3 月 31 日告示第 48 号

平成 10 年 3 月 31 日告示第 66 号

平成 11 年 3 月 30 日告示第 64 号

平成 12 年 3 月 29 日告示第 55 号

平成 13 年 3 月 29 日告示第 36 号

平成 14 年 3 月 28 日告示第 25 号

平成 15 年 3 月 31 日告示第 51 号

平成 16 年 3 月 31 日告示第 39 号

平成 17 年 4 月 1 日告示第 52 号

平成 19 年 3 月 20 日告示第 22 号

平成 20 年 1 月 18 日告示第 6 号

平成 20 年 3 月 26 日告示第 40 号

平成 20 年 3 月 31 日告示第 45 号

平成 21 年 3 月 6 日告示第 30 号

平成 21 年 10 月 27 日告示第 137 号

平成 22 年 3 月 31 日告示第 46 号

平成 23 年 3 月 29 日告示第 25 号

平成 26 年 3 月 28 日告示第 23 号

平成 27 年 7 月 9 日告示第 106 号

(題名改称)

平成 28 年 3 月 31 日告示第 40 号

平成 28 年 7 月 20 日告示第 96 号

平成28年12月 7 日告示第132号  
平成29年 9 月11日告示第114号  
平成29年11月13日告示第130号  
平成30年 3 月26日告示第20号  
平成31年 1 月 9 日告示第 2 号  
平成31年 3 月26日告示第36号  
令和元年11月13日告示第70号  
令和 2 年 3 月30日告示第53号  
令和 3 年 3 月31日告示第70号

(趣旨)

**第 1 条** 市長は、私立保育所等の健全な運営を促進するとともに、児童の保育内容の充実及び向上を図るため、私立保育所等の運営に要する経費等の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(平10告示66・平27告示106・一部改正)

(定義)

**第 2 条** この要綱において「私立保育所等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 保育所（本市内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を得て設置し、及び経営される法第39条第1項に規定する保育所及び法第56条の8第3項の規定により設置される公私連携型保育所をいう。以下同じ。）
- (2) 小規模保育事業所（本市内において、法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）
- (3) 認定こども園（本市内において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により認可を得て設置し、及び経営される同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）

(平27告示106・全改、平28告示96・令3告示70・一部改正)

(補助の対象等)

**第3条** 補助事業、補助対象経費、算定基準及び補助基準額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助事業ごとの算定基準及び補助基準額により算定した額又は実際の当該補助対象経費に相当する額のうちいずれか少ない方の額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、浦安市私立保育所施設整備費補助金交付要綱(平成11年告示第43号)の規定により賃借物件による保育所整備事業に係る補助金の交付を受けているときは、その補助対象となる月に相当する月の別表の賃借料補助事業に係る補助金を支給しない。

(平19告示22・平27告示106・一部改正)

(交付の申請)

**第4条** 私立保育所等の代表者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、浦安市私立保育所等運営費等補助金交付申請書(別記第1号様式)に予算書及び事業計画書を添えて、市長に申請しなければならない。

(平27告示106・一部改正)

(交付の決定)

**第5条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、浦安市私立保育所等運営費等補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(平27告示106・一部改正)

(申請事項の変更)

**第6条** 補助金の交付の決定後、第4条の規定による申請書及び添付書類中に変更を生じたときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前条の規定は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合に準用する。

(実績報告)

**第7条** 私立保育所等の代表者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに

浦安市私立保育所等運営費等実績報告書（別記第3号様式）に事業報告書、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（平27告示106・平29告示114・一部改正）

（補助金の額の確定）

**第8条** 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、浦安市私立保育所等運営費等補助金額確定通知書（別記第4号様式）により、通知するものとする。

（平27告示106・一部改正）

（請求等）

**第9条** 私立保育所等の代表者は、前条の規定による通知を受けたときは、浦安市私立保育所等運営費等補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（平27告示106・一部改正）

**第10条** 私立保育所等の代表者は、第5条の規定による通知を受けた場合において、事業遂行上必要があるときは、概算払いの方法により補助金の交付を受けることができる。この場合において、私立保育所等の代表者は、浦安市私立保育所等運営費等補助金概算払交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた私立保育所等の代表者は、第8条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市私立保育所等運営費等補助金概算払精算書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（平27告示106・一部改正）

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

**第11条** 市長は、私立保育所等の代表者が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付決定の内容に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、市長は、その返還を命じることが

できる。

(平27告示106・一部改正)

(補則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、浦安市私立保育所等運営費等補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平27告示106・一部改正)

**附 則**

この告示は、公示の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

(平19告示22・旧第1項・一部改正)

**附 則** (平成7年2月28日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成6年4月1日から適用する。

**附 則** (平成7年5月19日告示第90号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成7年4月1日から適用する。

**附 則** (平成8年3月25日告示第43号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則** (平成8年5月2日告示第69号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

**附 則** (平成9年1月6日告示第2号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

**附 則** (平成9年3月31日告示第48号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則** (平成10年3月31日告示第66号)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成11年3月30日告示第64号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年3月29日告示第55号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年3月29日告示第36号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年3月28日告示第25号）

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表予備保育士設置費補助事業の項補助金の額の欄及び完全給食用調理員設置費補助事業の項補助金の額の欄の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の浦安市私立保育所運営費等補助金交付要綱別表乳児保育促進補助事業の規定は、平成13年4月1日から適用する。

**附 則**（平成15年3月31日告示第51号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年3月31日告示第39号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年4月1日告示第52号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成19年3月20日告示第22号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

**附 則**（平成20年1月18日告示第6号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

**附 則**（平成20年3月26日告示第40号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月31日告示第45号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成21年3月6日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成20年4月1日から適用する。

**附 則**（平成21年10月27日告示第137号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成21年4月1日から適用する。

**附 則（平成22年3月31日告示第46号）**

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（平成23年3月29日告示第25号）**

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則（平成26年3月28日告示第23号）**

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則（平成27年7月9日告示第106号）**

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

**附 則（平成28年3月31日告示第40号）**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則（平成28年7月20日告示第96号）**

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

**附 則（平成28年12月7日告示第132号）**

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

**附 則（平成29年9月11日告示第114号）**

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

**附 則（平成29年11月13日告示第130号）**

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

**附 則（平成30年3月26日告示第20号）**

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則（平成31年1月9日告示第2号）**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則（平成31年3月26日告示第36号）**

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年11月13日告示第70号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、令和元年10月1日から適用する。

**附 則**（令和2年3月30日告示第53号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の備考の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、令和2年2月1日から適用する。

**附 則**（令和3年3月31日告示第70号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表の備考の改正規定は、公示の日から施行する。

**別表**（第3条第1項）

（平28告示96・全改、平28告示132・平29告示114・平29告示130・平30告示20・平31告示2・平31告示36・令元告示70・令2告示53・令3告示70・一部改正）

補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額
保育士等処遇改善費補助事業	保育士（勤務条件が1日6時間以上かつ月20日以上の方に限る。）の処遇改善に要する経費	毎月初日に雇用する保育士の数	正規職員である保育士1人当たり、次に掲げる勤続経験合算年数の区分に応じ、当該区分に定める月額とする。 (1) 7年未満 43,000円 (2) 7年以上13年未満 45,000円 (3) 13年以上15年未満



47,000円

(4) 15年以上20年未満

55,000円

(5) 20年以上 60,000

円

非正規職員である保育士

1人当たり、次に掲げる勤

続経験合算年数の区分に

応じ、当該区分に定める月

額とする。

(1) 11年未満 32,500

円

(2) 11年以上12年未満

33,000円

(3) 12年以上13年未満

33,500円

(4) 13年以上14年未満

34,000円

(5) 14年以上15年未満

34,500円

(6) 15年以上16年未満

35,000円

(7) 16年以上17年未満

35,500円

(8) 17年以上18年未満

36,000円

(9) 18年以上19年未満

36,500円

(10) 19年以上20年未満

37,000円

		(11) 20年以上 37,500円
	賞与支給月の初日に雇用する保育士の数	<p>正規職員である保育士 1人当たり 1支給分につき 40,000円</p> <p>非正規職員である保育士 1人当たり 1支給分につき 30,000円</p>
看護師等（勤務条件が1日6時間以上かつ月20日以上かつ月20日以上の者に限る。）の処遇改善に要する経費	毎月初日に雇用する看護師等の数	<p>正規職員である看護師 1人当たり月額32,500円</p> <p>正規職員である准看護師 1人当たり月額29,250円</p> <p>非正規職員である看護師 1人当たり月額22,500円</p> <p>非正規職員である准看護師 1人当たり月額20,250円</p>
	賞与支給月の初日に雇用する看護師等の数	<p>正規職員である看護師 1人当たり 1支給分につき 40,000円</p> <p>正規職員である准看護師 1人当たり 1支給分につき 36,000円</p> <p>非正規職員である看護師 1人当たり 1支給分につき 30,000円</p> <p>非正規職員である准看護師 1人当たり 1支給分につき 27,000円</p>

	栄養士及び調理師（勤務条件が1日6時間以上かつ月20日以上の方に限る。）の処遇改善に要する経費	毎月初日に雇用する栄養士及び調理師の数	正規職員である栄養士及び調理師1人当たり月額22,500円 非正規職員である栄養士及び調理師1人当たり月額16,500円
		賞与支給月の初日に雇用する栄養士及び調理師の数	正規職員である栄養士及び調理師1人当たり1支給分につき35,000円 非正規職員である栄養士及び調理師1人当たり1支給分につき25,000円
私立保育所等運営費補助事業	私立保育所等の健全な運営を遂行するとともに、児童の保育内容の充実及び向上を図るために要する経費	毎月初日に在籍する児童の数	3歳未満児（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもを含む。以下同じ。）1人当たり月額12,500円 3歳以上児（当該年度の4月1日時点で3歳に達している子どもをいう。以下同じ。）1人当たり月額6,500円
保育教材購入費補助事業	保育に必要な経費のうち、保育教材を購入するために要する経費	入所児童数	3歳未満児1人当たり4,500円 3歳以上児1人当たり7,300円
給食材料費補助事業	3歳以上児の給食に要する経費	毎月初日に在籍する3歳以上児の数	1人当たり月額3,000円
		毎月初日に在籍する	1人当たり月額4,500円

		る特定第3子以降 子どもの数	
予備保育士等 設置費補助事 業	予備保育士の雇用 に要する経費	毎月初日に雇用す る予備保育士の数	予備保育士1人当たり月 額304,700円を上限とし、 別に定める額。ただし、1 私立保育所等当たり2人 以内とする。
	保育サポーターの 雇用に要する経費	毎月初日に雇用す る保育サポーター の数	保育サポーター1人当た り月額175,800円を上限と し、別に定める額。ただし、 1私立保育所等当たり1 人以内とする。
完全給食用調 理員設置費補 助事業	完全給食用調理員 の雇用に要する経 費	毎月初日に雇用す る完全給食用調理 員の数	完全給食用調理員1人当 たり月額282,900円を上限 とし、別に定める額
看護師等設置 費補助事業	病後児保育事業を 実施する私立保育 所等以外の私立保 育所等において児 童に対して保健的 な対応を図るため に雇用する看護師 等に要する経費	毎月初日に雇用す る看護師等の数	看護師については1人当 たり月額304,700円、准看 護師については1人当た り月額274,230円を上限と して、それぞれ別に定める 額。ただし、1私立保育所 等当たり1人以内とする。
要支援児保育 費補助事業	要支援児保育を実 施するために雇用 する保育士等に要 する経費	保育士等の雇用に 要する経費に相当 する額	保育士1人当たり月額 229,000円 支援員1人当たり月額 186,900円 保育サポーター1人当た り月額175,800円

備品購入費補助事業	児童の保育内容の充実及び向上のための備品購入に要する費用	備品購入に要する費用に相当する額	1 私立保育所等当たり年額300,000円
施設修繕費補助事業	市の所有に属しない施設において運営される私立保育所等の修繕に要する経費	修繕に要する経費に相当する額	1 私立保育所等当たり年額500,000円
賃借料補助事業	私立保育所等を運営するための施設の賃借に要する経費	賃借料に相当する額	1 月につき、賃借に要する経費の額の2分の1の額又は1平方メートル当たり2,000円とした場合の額のいずれか低い方の額から賃借料加算額を減じた額。ただし、賃借料の年額が賃借料加算額の年額の3倍を超える施設にあっては、22,000,000円又は賃借料の年額から賃借料加算額を減じた額のいずれか低い方の額に4分の3を乗じた額
第三者評価費補助事業	第三者評価の受審に要する経費	業務委託に要する経費に相当する額	1 私立保育所等1回につき、業務委託に要する経費（600,000円を限度とする。）から第三者評価受審加算額を減じた額
嘱託医補助事業	私立保育所等嘱託	私立保育所等嘱託	1 私立保育所等当たり年

業	医の嘱託に要する経費	医の嘱託に要する経費に相当する額	額260,000円
連携施設経費補助事業	小規模保育事業所が保育所又は認定こども園を連携施設として確保する場合に要する経費	連携施設の確保に係る経費に相当する額	1 小規模保育事業所当たり月額30,000円
延長保育運営費補助事業	延長保育事業を実施するために要する経費	延長保育事業を実施するために要する経費に相当する額	子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「子ども・子育て支援交付金交付要綱」という。）別紙の表延長保育事業の項に定める基準額に準拠し、別に定める額
地域子育て支援センター事業費補助事業	地域子育て支援拠点事業を実施するために要する経費	地域子育て支援拠点事業を実施するために要する経費に相当する額	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の表地域子育て支援拠点事業の項に定める基準額に準拠し、別に定める額
一時預かり補助事業	一時預かり事業を実施するために要する経費	一時預かり事業を実施するために要する経費に相当する額	1 私立保育所等当たり年額1,828,200円に、子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の表一時預かり事業の項に定める基準額に準拠し別に定める額を

			加算した額
病後児保育費 補助事業	病後児保育事業を 実施するために要 する経費	病後児保育事業を 実施するために要 する経費に相当す る額	子ども・子育て支援交付金 交付要綱別紙の表病児保 育事業の項に定める基準 額に準拠し、別に定める 額。ただし、保育士及び看 護師等が常駐する場合に あつては、保育士及び看護 師1人当たり月額228,600 円、准看護師1人当たり月 額205,740円を加算した額 とする。
		生活保護法（昭和 25年法律第144号） による被保護世帯 に係る病後児保育 事業の利用に要す る費用に相当する 額	1人1日につき2,500円 （土曜日にあつては、 1,250円）とする。

#### 備考

- この表において「勤続経験合算年数」とは、現に勤務する私立保育所等における勤続年数に、施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（令和2年7月30日付け府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）第4の1の（1）から（6）までに記載された施設での当該職員の過去の経験年数を合算した年数をいう。この場合において、勤続経験合算年数は、当該年度の4月1日現在における勤続経験合算年数とする。
- この表において「看護師等」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師及び同法第6条に規定する准看護

師をいう。

3 この表において「児童」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもをいう。

4 この表において「予備保育士」とは、保育士定数を超えて雇用する保育士をいう。ただし、要支援児保育、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び病後児保育事業を実施するために雇用する保育士並びに特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「内閣府告示」という。）第1条第33号に規定する主幹教諭等専任加算及び同条第53号に規定する主任保育士専任加算の要件となる保育士並びに特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日付け府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）（以下「留意事項」という。）別紙2のⅡの1の（2）の（イ）のi及び別紙6のⅡの1の（2）の（イ）のiの対象となる保育士を除く。

5 この表において「保育士定数」とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとする。

（1） 保育所 留意事項別紙2のⅡの1の（2）の（ア）の規定により算出する必要保育士数

（2） 認定こども園 留意事項別紙4のⅡの1の（2）の規定により算出する必要保育教諭等の数

（3） 小規模保育事業所A型（浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第18号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。） 留意事項別紙6のⅡの1の（2）の（ア）のiのaの規定により算出する配置基準上保育士数

（4） 小規模保育事業所B型（浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第28条に規定する小規模保育事業B型を



いう。) 留意事項別紙6のⅡの1の(2)の(ア)のiのbの規定により算出する配置基準上保育士数

- 6 この表において「保育サポーター」とは、保育士の負担軽減を図る目的で配置する保育士資格を有しない保育を補助する者をいう。
- 7 この表において「完全給食用調理員」とは、3歳以上児の主食給食のため、保育所にあつては留意事項別紙2のⅡの1の(2)、認定こども園にあつては留意事項別紙4のⅡの1の(2)で示されている基本分単価に含まれている調理員数を超えて雇用する調理員をいう。
- 8 この表において「病後児保育事業」とは、病児保育事業の実施について(平成27年7月17日付け雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく病児保育事業のうち病後児対応型をいう。
- 9 この表において「要支援児保育」とは、心身の発達に支援を要する児童が集団保育において特別な支援を要するとして市長が認める場合に、当該児童に対し保育士等を配置し、適切な援助を行うことをいう。
- 10 この表において「支援員」とは、子育て支援員研修事業の実施について(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙子育て支援員研修事業実施要綱の2に規定する子育て支援員をいう。
- 11 この表において「賃借料加算額」とは、内閣府告示第1条第14号に規定する基本分単価に加算される内閣府告示第1条第51号に規定する賃借料加算の額をいう。
- 12 この表において「第三者評価受審加算額」とは、内閣府告示第1条第14号に規定する基本分単価に加算される内閣府告示第1条第43号に規定する第三者評価受審加算の額をいう。
- 13 この表において「連携施設」とは、浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条に規定する連携施設をいう。
- 14 この表において「延長保育事業」とは、延長保育事業の実施について(平成27年7月17日付け雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく延長保育事業のうち一般型をいう。
- 15 この表において「地域子育て支援拠点事業」とは、地域子育て支援拠

点事業の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく地域子育て支援拠点事業のうち一般型をいう。

16 この表において「一時預かり事業」とは、一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に基づく一時預かり事業のうち一般型をいう。

17 この表において「特定第3子以降子ども」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）に該当する第3子以降の3歳以上児のうち、浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）第13条第4項第3号の規定により教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供に要する費用を除くこととされる当該教育・保育給付認定子どもを除いた者をいう。